

# はもりあ 通信

第2回

～6月23日から29日は  
男女共同参画週間です～

皆さんは、男女共同参画週間をご存じですか。1999年6月23日に「男女共同参画社会基本法」が施行されたことから、毎年6月23日からの1週間は「男女共同参画週間」とされています。この期間中は、男女が性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現を目指し、男女共同参画についてより理解を深めてもらえるよう、

「男らしさ」「女らしさ」にとらわれず、「自分らしさ」を見つけるための男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを紹介します。

国や地方公共団体などがさまざまな企画やイベントを開催しています。

国では毎年、キャッチフレーズを募集しており、平成28年度のキャッチフレーズは、旧来の労働慣行や意識を変え、女性も男性も多様な暮らしや働き方が可能な社会を作ろうと、「意識をカイカク。男女でサンカク。社会をヘンカク。」に決まりました。

この週間に合わせて、四日市市では、県内の各市町や男女共同参画センターと連携して、平成19年度から「三重県内男女共同参画連携映画祭」を開催しています。今年度は、6月25日(土)13:30から文化会館第2

ホールにて「アリスのままで」を上映しますので、ぜひお越しください。

あらゆる分野で男女関係なく個性や能力を発揮できる市を目指して、今後もさまざまな事業を企画し、「広報よっかいち」でお知らせしていきますので、ぜひご参加ください。



問い合わせ先  
男女共同参画課  
(☎354-8331 FAX354-8339)

# バリアのないまち を目指して

第2回

公共施設やショッピングセンターなどの駐車場で、空いているスペースを探すのに苦労したことはありませんか。



写真のような駐車スペースは、「おもいやり駐車場」と呼ばれています。

平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行されました。バリア(障壁)がなく、誰もが暮らしやすいまちを目指す取り組みを紹介します。

障害のある人はもちろん、高齢者、妊婦、あるいはけがにより一時的に歩行することが困難な人などのための駐車スペースです。特に、車いす利用者が自動車に乗降する際には、ドアを全開にしなければならないため、「おもいやり駐車場」は広いスペースが確保されています。利用するには、市や県の担当の窓口で交付された利用証の提示が必要となります。このような駐車スペースの設置は、障害のある人などを



おもいやり  
駐車場利用証

はじめとして、自動車の乗降や歩行が困難な人が施設を利用しやすいようにするための工夫であり、必要な配慮とも言えます。

「おもいやり駐車場」については、多くの市民の皆さんにご理解とご協力をいただき、徐々に浸透してきています。誰もが暮らしやすいまちの実現のためには、建物などの整備を図るとともに、誰もがさまざまな障害への理解を深め、バリアを取り除くことが求められています。

問い合わせ先  
障害福祉課  
(☎354-8527 FAX354-3016)

有料広告掲載欄

建設職人なら誰でも入れる組合です



随時加入者  
募集中  
**建労**  
四日市支部

**三建国保**

組合独自の  
建設労働者の  
健康保険

出産育児一時金(42万円)  
葬祭費(本人10万円・家族7万円)  
高額療養費、無料健康診断の開催  
人間ドックに対する補助(3万3千円)  
脳ドックに対する補助(2万円)など

三重県建設労働組合四日市支部 四日市市ときわ5丁目1-8 ☎(059)354-1531(代)

本欄は広告であり、広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。